

地区委員会はクラブの「相談窓口」 問い合わせ回答書

15-16 櫻木ガバナー年度地区管理運営委員会
 文責：委員長 金子 公久
 E-Mail：kokusai@nctv.co.jp

《相談窓口依頼内容の回答》

<p>《貴クラブからの相談内容》</p> <p>1. ロータリークラブ定款 第6条第1節「例会」の解釈と運用について。 例会を変更する場合で、次の場合の例会変更は可能でしょうか、下記2点をお伺いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月20日火曜日の例会を12月17日土曜日に例会振替して、12月27日火曜日の例会を12月20日火曜日に例会振替することは可能でしょうか？ ・ 移動例会は出席率〇〇%以下では成立しない…と、というような決まりは有りますか？
<p>《当委員会の見解と回答》</p> <p>ご相談内容に回答をさせていただきます。</p> <p>1) ロータリークラブ定款 第6条 会合 第1節「例会」の規定運用について。 ご承知のように、ロータリーでは、会合・例会の扱いを含めて、世界中のクラブを一つの集合体で同じ条件の元管理できる原則事を「定款」・「細則」で定めています。ご相談の事例は2013年手続要覧を繙きますと、クラブ「定款」の第6条 会合 第1節—例会(a)～(c)に関係します。 特に例会変更は、第1節例会(b)の規定に該当します。規定よれば例会変更を正当な理由がある場合は理事会の決定により、変更が可能であることから、12月20日(火)⇒12月17日(土)に移動変更ができます。さて、定例会の規定は、クラブ細則に開催日時と場所を定めて例会と定められています。ここで問題は、第2回の移動は例会第1節(b)の規定により変更が可能かどうかです。 2週間先の例会が移動できるかを調べても其れに関する具体的な定めはなく、変更は厳しいかもしれません。 ご相談の意図が、12月27日(火)の例会を年末年始の扱いで取り消すよりも開催を希望されると理解すれば、12月20日(火)は通常例会とし、むしろ12月27日(火)の例会を21日から26日までの6日間以内に変更することで例会開催も選択肢の一つとも考えますが、如何でしょうか。 でも、例会日の12月27日(火)を12月20日(火)に移動して開催される決定は、正当な理由がある場合は、理事会の決定に委ねる事項と存じます。しかし、その際に理事会はクラブの意思決定機関としての見識と良識を持って判断する事が望まれます。 補足しますと、世界中のロータリアンに告知している定例会を安易に変更することは慎重に扱う必要があると思われませんが、如何でしょうか？</p> <p>2) 移動例会は出席率〇〇パーセント以下では成立しない…という決まりは有りますか？ 近年の手続要覧を繙きますと、2010年版のロータリークラブ細則 第5条 会合第3節には、会員総数の3分の1をもって、本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。規定が有りました。しかし、2013年度版の手続要覧の同じ第5条には、定足数の規定が御座いません。 参考とさせていただきます。</p>

これに関して再度のご質問や、別件のご質問を歓迎します。どうぞ何なりと質問をお寄せ下さい。本年度櫻木ガバナーの下、活動します地区管理運営委員会を宜しくお願い申し上げます。